

在外教育施設未来戦略 2030

～海外の子供の教育のあるべき姿の実現に向けて～

令和2年6月3日

文部科学省

在外教育施設の今後の在り方に関する検討会

目次

1. 本戦略策定の目的.....	2
2. 海外の子供の教育を取り巻く環境の変化.....	3
3. 現状と課題.....	8
3.1. 在外教育施設全般.....	8
3.2. 日本人学校.....	10
3.3. 補習授業校.....	11
3.4. 私立在外教育施設.....	12
4. 具体的施策.....	13
4.1. 多様な在外教育施設に寄り添い、特色を伸ばす支援の強化.....	13
4.1.1. 多様なニーズを包摂する在外教育施設に向けた特色化の支援.....	13
4.1.2. 国内同等の教育環境の整備と海外ならではの特色ある学びの両立.....	13
4.2. グローバル教師を育成する好循環の創出・見える化.....	14
4.2.1. 派遣元教育委員会等や教師本人のインセンティブを高める取組の推進.....	14
4.2.2. 質の高い研修プログラムとしての在外教育施設における職務の充実....	15
4.2.3. 在外教育施設での経験の国内への還元.....	15
4.3. 安定的・効率的な運営のための支援の強化.....	15
4.4. 多様な関係者間の連携・協働の促進.....	16
4.5. 海外の子供の学びの保障の一層の強化等.....	16
引用文献一覧.....	17
在外教育施設の今後の在り方に関する検討会の設置について.....	19
「在外教育施設の今後の在り方に関する検討会」の開催経過.....	20
在外教育施設の今後の在り方の検討に向けたヒアリング実施状況.....	21

1. 本戦略策定の目的

- 平成 28 年の「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」¹の策定からおおよそ 5 年が経過した。在外教育施設が「グローバル人材育成の最前線にある」²という認識のもとで取りまとめられた同戦略は、「在外教育施設の高度グローバル人材育成拠点事業」の創設と、それによる複数の在外教育施設による先進的なプログラムの実施につながった。また、派遣教師の確保についても、国内の義務標準法³に照らして、この 5 年間で 71.6%（平成 27 年度）から 76.9%（令和 2 年度）に改善⁴するなど、同戦略に基づいた取組については一定の成果が認められる。

- その一方で、令和 2 年初頭から全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、在外教育施設にも深刻な影響を与えている。ロックダウンをはじめとする現地政府による規制や相手国の入国禁止措置による新規派遣教師の着任遅れにより、多くの在外教育施設が困難な状況で教育を継続することを余儀なくされた。さらに、駐在員やその家族の一時帰国や赴任の遅れが発生し、在外教育施設は児童生徒数の減少に伴う授業料収入の減少という経営上の課題に直面した。

- 先が見通せない状況の中にあっても、多くの在外教育施設が、オンラインでの指導も含め、学びを止めないための取組を行っている。そして、日系企業、日本人会、在外公館、海外子女教育振興財団をはじめ、多様な関係者が在外教育施設の取組を支えている。

- こうした現状認識の下、文部科学省では、ポスト・コロナを見据えた在外教育施設の今後の在り方について検討を行うため、文部科学副大臣の下に「在外教育施設の今後の在り方に関する検討会」を設置した。同検討会における有識者からの発表・議論等に加え、関係団体・学識経験者・在外教育施設関係者（校長等）など 18 団体等からのヒアリング結果も踏まえ、2030 年の海外に在留する邦人の子供（以下「海外の子供」という。）に対する教育のあるべき姿の実現に向けた戦略として「在外教育施設未来戦略 2030」を取りまとめた。

- 本戦略を策定した目的は大きく次の 3 つにまとめられる。

¹ 文部科学省在外教育施設グローバル人材育成強化戦略タスクフォース「在外教育施設グローバル人材育成戦略」（2016 年）。

² 同上、2 頁。

³ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）

⁴ 義務標準法に基づき算定した教員定数及び文部科学省からの派遣教師数に基づく、文部科学省調べ。

- 第一に、平成 28 年の「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」に基づく取組を発展させるためである。「在外教育施設グローバル人材育成強化戦略」は 5 か年程度を目途に着手し、実現を目指す施策をまとめたものであり、およそ 5 年が経過した今、同戦略の達成状況を振り返るとともに、その後継となる戦略の策定を行うことが必要である。同戦略において達成できなかった事項については、必要に応じて再掲するとともに、達成できた事項の更なる発展を目指していくことが求められる。
- 第二に、先の見通しが立ちにくいウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代にあって、在外教育施設の果たすべき役割を明らかにするとともに、今後の方向性を明確化するためである。新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童生徒数が急減したり、登校を再開できなかつたりする学校があるなど、在外教育施設は大変な困難を抱えている。しかし、在外教育施設で学ぶ子供たちは将来の日本を支える「グローバル人材の原石」である。困難な中にあっても、①国内同等の教育環境の整備及び②在外教育施設ならではの特色ある学びの支援を進めることは、我が国の未来を切り拓く重要な施策である。
- 第三に、昭和の時代から著しく変容した海外子女教育の前提条件を見据え、「令和の海外子女教育」の在るべき姿を追求するためである。昭和 53 年の内閣法制局長官答弁では、憲法第 26 条の教育を受ける権利に関する規定は、直接には海外の子供に適用されないとされた⁵ものの、海外子女教育の前提条件が質・量ともに変容した中で、海外に在留する子供の教育を受ける権利をより積極的に保障するという観点を含め、グローバル社会に対応して海外の子供の教育について国家戦略としての支援方策を具体化していくことが求められる。

2. 海外の子供の教育を取り巻く環境の変化

- 海外子女教育や在外教育施設の在り方について、日本人学校の設置が始まった昭和 30 年代から 40 年代にかけては、①海外の子供の数が少ないこと、②在外教育施設に就学する海外の子供がいずれ帰国すること、③国内に比べて教育条件が不十分であること、④通信技術・環境が未発達であることを前提としていた。
- 海外子女教育が切実な教育問題として社会的に取り上げられるようになったのは、海外の子供が急増した昭和 40 年代の後半からであった⁶。在外教育施設の教育条

⁵ 第 84 回国会衆議院予算委員会、1978 年 2 月 14 日、第 12 号（国会会議録システム、<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108405261X01219780214>、2021 年 5 月 18 日閲覧）。

⁶ 文部省『学制百二十年史』（株式会社ぎょうせい、1992 年）、629 頁。

件については、昭和49年に中央教育審議会がまとめた「教育・学術・文化における国際交流」の答申附属書⁷において、日本人学校における設備や教材の整備が不十分であることが指摘されるなど、日本人学校や補習授業校の基礎的教育条件の改善・充実の必要性が述べられた。昭和51年、文部省に設置された海外子女教育推進の基本的施策に関する研究協議会がまとめた「海外子女教育の推進に関する基本的施策について」では、「政府は、受身の形に終始することなく、民間の熱意と努力を基礎にしつつも、我が国の教育の一環として海外子女教育を位置づける必要性が説かれた⁸。また、昭和63年、海外移住審議会⁹から提出された答申「国民の海外居住に伴って生ずる諸問題への対応策について」では、邦人の海外発展の増大と多様化への対応の必要性、日本人学校の充実や補習授業校の抜本的整備に加え、日本人学校高等部の設立の検討や永住者・日系人を含む外国人への配慮の必要性等が示された¹⁰。

- 平成に入ってから、文部省に設置された海外子女教育に関する調査研究会が「今後における海外子女教育の推進について」（平成元年10月27日）¹¹、「在外教育施設文部大臣指定制度の改善について」（平成3年7月19日）¹²、「補習授業校における教育の充実方策について」（平成4年6月22日）¹³、「帰国子女教育の充実方策について」（平成5年6月25日）¹⁴、「日本人学校における教育の充実方策について」（平成7年6月29日）¹⁵を順次取りまとめ、これらに沿って、海外子女教育及び帰国子女教育の改善・充実に向けた取組が進められた。

⁷ 中央教育審議会「教育・学術・文化における国際交流について（答申）」（1974年5月27日、文部科学省ホームページ、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/740501.htm#59、2021年5月18日閲覧）。

⁸ 文部省海外子女教育推進の基本的施策に関する研究協議会「海外子女教育の推進に関する基本的施策について」（1976年4月）（海外子女教育史編纂委員会（編）「海外子女教育史＜資料編＞」（財団法人海外子女教育振興財団、1991年）、77頁）。

⁹ 外務大臣の諮問機関。海外交流審議会の前身。

¹⁰ 海外移住審議会「国民の海外居住に伴って生ずる諸問題への対応について」（1988年7月）（海外子女教育史編纂委員会（編）「海外子女教育史＜資料編＞」（財団法人海外子女教育振興財団、1991年）、87～93頁。）。

¹¹ 文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「今後における海外子女教育の推進について」（1989年10月27日）。

¹² 文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「在外教育施設文部大臣指定制度の改善について」（1991年7月19日）。

¹³ 文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「補習授業校における教育の充実方策について」（1992年6月22日）。

¹⁴ 文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「帰国子女教育の充実方策について」（1993年6月25日）。

¹⁵ 文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「日本人学校における教育の充実方策について」（1995年6月29日）。

- 海外子女教育関係事業の予算については、昭和 51 年度においては当時の文部省分と外務省分を合わせて 31.8 億円¹⁶だったが、令和 3 年度においては文部科学省分と外務省分を合わせて 212.0 億円を計上しており、在外教育施設への国の支援規模は 50 年に満たない間に 6.7 倍の増加を見せている。
- 海外子女教育充実の過渡期に、憲法第 26 条との関係で、海外子女教育の在り方を明確に位置付けたのが昭和 53 年の真田内閣法制局長官による答弁である¹⁷。この答弁では、①憲法第 26 条の教育を受ける権利及び教育の義務は海外においては直接適用されないこと、②しかしながら、海外の子供が少なくとも義務教育を安く受けることができるように手立てを取ることが憲法第 26 条の精神に沿うことが明言された。そして、昭和 50 年代から 60 年代にかけての急速な日本企業の海外進出とあいまって、海外に住む日本人の子供たちへの教育機会提供の拡大が求められ、日本人学校や補習授業校数やその児童生徒数も急速に増大した¹⁸。
- 平成に入ってから、日本人学校の学校数及び児童生徒数並びに補習授業校の児童生徒数がほぼ横ばい（補習授業校数に関しては 1.7 倍増）となる¹⁹一方で、現地校やインター校のみに在籍する児童生徒数は増加が続いていると考えられる。
- こうした流れを踏まえつつ、「令和の海外子女教育」の検討に当たっては、次に示す、①海外の子供の数の格段の増大、②海外で教育を受ける子供の多様化、③在外教育施設へのニーズの多様化、④ I C T 技術の飛躍的な向上、⑤在外教育施設における「令和の日本型学校教育」の構築、⑥「持続可能な開発のための目標」を踏

¹⁶ 文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課「海外子女教育の現状 昭和 52 年 3 月」（1977 年）、25～26 頁。

¹⁷ 第 84 回国会衆議院予算委員会、1978 年 2 月 14 日、第 12 号。

¹⁸ 昭和 46 年から平成元年までの間に、日本人学校数は 26 校から 84 校に、日本人学校在籍児童生徒数は 2,433 人から 17,877 人になっている（文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課（1977 年）、12 頁及び文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状 平成 3 年 1 月」（1991 年）、7、82 頁参照。）。また、当該期間に、補習授業校数は 22 校から 136 校に、補習授業校在籍児童生徒数は 2,384 人から 19,816 人になっている（文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課「海外子女教育の現状 昭和 54 年 2 月」（1979 年）、9 頁、文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課（1977 年）、7 頁及び文部省教育助成局海外子女教育課（1991 年）、7、82 頁参照。）。

¹⁹ 平成元年から令和元年までの間に、日本人学校数は 84 校から 95 校に、日本人学校在籍児童生徒数は 17,877 人から 19,703 人になっている（文部省教育助成局海外子女教育課（1991 年）、7、82 頁及び文部科学省「文部科学統計要覧（令和 2 年度版）」（2020 年）、148～149 頁参照。）。また、当該期間に、補習授業校数は 136 校から 228 校に、補習授業校在籍児童生徒数は 19,816 人から 21,717 人になっている（文部省教育助成局海外子女教育課（1991 年）7、82 頁及び文部科学省（2020 年）、148～149 頁参照。）。

また海外の子供の教育機会の保障、⑦新型コロナウイルス感染症等の影響を前提とすべきである。

(海外の子供の数の格段の増大)

- 今から 50 年前の昭和 46 年、海外在留邦人数は 84,050 人²⁰だったが、令和元年には 1,410,356 人²¹を数え、16.8 倍となっている。「海外在留邦人」は、一部の「国際派」²²や「トップ・リーダー」層²³のみならず、「ミドル・マネジメント層」²⁴や「中核的・専門的人材層」²⁵にまで拡大している。
- 義務教育段階における海外の子供の数についても、昭和 46 年の 8,662 人²⁶から平成元年の 47,118 人²⁷、平成 29 年の 82,571 人²⁸と大きく増加した。

(海外で教育を受ける子供の多様化)

- 昭和 46 年から令和元年にかけて、日本人学校の児童生徒については、2,433 人²⁹から 19,703 人³⁰と 8.1 倍の増加となり、補習授業校の児童生徒については 2,384 人³¹から 21,717 人³²と 9.1 倍の増加となっている。前述の「海外在留邦人」層の拡大、永住者や国際結婚家庭の増加に伴い、海外の子供の家庭環境は著しく多様化している³³。

(在外教育施設へのニーズの多様化)

²⁰ 外務省「海外在留邦人数調査統計」（海外子女教育史編纂委員会（編）（1991 年）、110 頁。）。

²¹ 外務省「海外在留邦人数調査統計 令和 2 年版」（2020 年、外務省ホームページ、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100102592.xlsx>、2021 年 5 月 18 日閲覧）。

²² グローバル人材育成推進会議「グローバル人材育成戦略」（2012 年 6 月 4 日）、23 頁。

²³ 同上、1 頁。

²⁴ 社団法人日本経済団体連合会「グローバル人材の育成に向けた提言」（2011 年 6 月 14 日）、4 頁。

²⁵ グローバル人材育成推進会議（2012 年）、1 頁。

²⁶ 外務省「海外在留邦人数調査統計」（海外子女教育史編纂委員会（編）（1991 年）、128 頁）。

²⁷ 同上（同上 131 頁。）。

²⁸ 外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 30 年版」（2018 年、外務省ホームページ、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000394747.xlsx>、2021 年 5 月 18 日閲覧）。

²⁹ 文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課（1977 年）、7 頁。

³⁰ 文部科学省（2020 年）、148～149 頁。

³¹ 文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課（1977 年）、7 頁

³² 文部科学省（2020 年）、148～149 頁。

³³ 佐藤郡衛・中村雅治・植野美穂・見世千賀子・近田由紀子・岡村郁子・渋谷真樹・佐々信行『海外で学ぶ子どもの教育——日本人学校、補習授業校の新たな挑戦』（明石書店、2020 年）、27～28 頁。

- かつての海外子女教育の重要課題は、将来的に帰国し国内の学校に編入学する児童生徒に対する教育の機会の確保であり、日本人学校であれば「原則として我が国の教育法令に従い、学習指導要領に準拠した教育を行」³⁴うこと、また、補習授業校であれば「やがて帰国し国内の学校に編入学する際の基礎学力を補う」³⁵ことが求められていた。しかし現在、日本人学校において「海外ならではの教育を充実させてほしい」との保護者のニーズが高まっている³⁶こと、補習授業校において外国に永住することを想定した児童生徒の在籍が増えている³⁷など、在外教育施設へのニーズが多様化している。

（ICT技術の飛躍的な向上）

- 近年、飛躍的に向上したICT技術は、在外教育施設における教育の可能性を広げている。ICT活用の必要性は、新型コロナウイルス感染症への対応の中で一段と高まり、多くの在外教育施設でオンライン指導やオンラインによる教員研修が実施されるようになった³⁸。また、令和2年度第2次補正予算事業「日本人学校教育環境整備事業」等を通じて、国としても、1人1台端末の整備をはじめ、在外教育施設におけるICT活用の後押しを進めてきた。在外教育施設によっては、個人端末の持ち込み（BYOD：Bring Your Own Device）により、児童生徒が端末を活用して学習できるよう取り組んでいる例もみられる。既に実施されている在外教育施設での多くの工夫や効果等を参照しつつ、今後、更にICTの強みを生かした教育体制の構築を進めることが必要である。

（在外教育施設における「令和の日本型学校教育」の構築）

- 昭和、平成を経て、令和の時代を迎えた今、教育を巡る国内外の環境は大きく変化している。国内においては、予測困難な時代に生きる子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す「新学習指導要領の全面实施」、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的とした「学校における働き方改革」、子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」、公立小学校の学級編制を35人に引き下げる「義務標準法の改正」をはじめ、我が国の学校教育そのものを変える取組が大きく進展しつつある。このような動きも踏まえた上で、中央教育審議会において、「令和

³⁴ 文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課（1977年）、29頁。

³⁵ 同上。

³⁶ 例えば、子供に英語力だけでなく国際的な感覚を早くから身につけさせたいと考えた保護者の増加が香港日本人学校小学部の改革へとつながった（佐藤ら（2020年）、43頁）。

³⁷ アメリカの補習授業校に在籍する子供の半数以上が日本への帰国を前提としていない（佐藤ら（2020年）、120頁）。

³⁸ 只木良枝「緊急特集 子どもたちの学びを止めない——新型コロナウイルスと在外教育施設」公益財団法人海外子女教育振興財団（編）『海外子女教育』570号（2020年8月）、8～32頁。

の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日）³⁹が取りまとめられ、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた改革の方向性や具体的な方策が示された。在外教育施設においてもこうした国内動向を踏まえた対応が求められる。

（「持続可能な開発のための目標」を踏まえた海外の子供の教育機会の保障及び「ESD for 2030」を巡る動向）

- 国際的な動向としては、国際連合が「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」社会の実現を目指し設定した、「持続可能な開発のための目標（SDGs）」の目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」（SDG4）を達成するためにも、海外の子供たちの教育機会を保障するという観点から、海外子女教育の充実を図ることが重要である。特に、日本が提唱し国際的に推進されている持続可能な開発のための教育（ESD）については、SDGsの全てのゴール実現に貢献するものとして、「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」という新たな国際枠組みが、国連総会やユネスコ総会で採択されており、本年5月にベルリンで開催されたESD世界大会において合意された「ベルリン宣言」により本格的にスタートしたことについても留意すべきである。

（新型コロナウイルス感染症等による影響）

- さらに、「令和の海外子女教育」を検討するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を無視することはできない。「1. 本戦略策定の目的」において記載した新型コロナウイルス感染症発生時における様々な問題だけでなく、今後の企業の中長期的な海外進出戦略にも大きな影響を与えることから、海外に在留する子供の数自体の一時的な急落に加え、海外進出戦略次第では、今後も継続的に減少し続ける可能性も視野に入れ、取組を進める必要がある。

3. 現状と課題

3.1. 在外教育施設全般

（「選ばれる在外教育施設」づくり）

- これまで、いずれの在外教育施設も、海外の子供に対し国内の学校における教育に準じた教育を実施する教育施設として、教育機会を保障する重要な役割を果たしてきた。

³⁹ 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（2021年1月26日、文部科学省ホームページ、https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf、2021年5月18日閲覧）。

- 既に述べたとおり、義務教育段階の海外の子供の数は昭和 46 年の 8,662 人⁴⁰から平成元年の 47,118 人⁴¹、平成 29 年の 82,571 人⁴²と大きく増加してきた。しかし、平成元年から平成 29 年にかけての海外在留邦人子女数が 1.8 倍となる一方、日本人学校や補習授業校の児童生徒数については、平成の初頭から現在に至るまで各々約 2 万人前後に留まったままであり、この間、いずれの在外教育施設にも通わない子供が増加してきたと考えられる。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の影響や企業の海外進出戦略の再構築は、海外の子供の増減の予測を困難にしている。
- このような中であって、在外教育施設が引き続き、海外の子供への教育機会を保障し続けていくためには、国や関係者からの支援強化はもとより、各在外教育施設そのものの魅力を高め、国・地域ごとに多様な保護者・子供のニーズや施設ごとの特性を踏まえた「選ばれる在外教育施設」づくりを進めていくことが重要である。

(多様なニーズに応える教育実践や学校運営)

- その際、近年、在外教育施設に在籍する外国籍・国際結婚家庭の児童生徒数の増加傾向、駐在員の若年化に伴う幼児教育段階などの義務教育段階以外の教育へのニーズの高まり、日本の教育・文化発信の拠点や世界に対するショーウィンドーの役割としての期待の増大など、在外教育施設に期待される多様な役割やニーズを教育実践や学校運営に戦略的に反映し、在外教育施設の特色化を進める必要性に留意すべきである。

(教育や運営に対する支援体制づくり)

- その一方、在外教育施設については、運営委員や派遣教師の任期も限られていることもあり、その教育・運営に継続性を欠く面があることに加え、国内の教育委員会に相当するような存在がなく、指導・管理の専門的観点からきめ細かに支える体制が十分であるとは言えないことも課題となっている。
- このため、各在外教育施設が中長期的な見通しをもった教育・運営を可能とする計画の策定を徹底することや、それらの計画の策定から実施・評価に至るまで在外教育施設の教育・運営を専門的な見地から指導・助言する支援体制の強化を図

⁴⁰ 外務省「海外在留邦人数調査統計」(海外子女教育史編纂委員会(編)(1991年)、128頁。

⁴¹ 同上(同上 131頁。)

⁴² 外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 30 年版」(2018 年)。

ることが求められる。併せて、在外教育施設同士で研修・相談し合えるようなネットワークの構築を行うことも必要である。

(教師派遣のインセンティブ向上)

- また、日本人学校や大規模補習授業校等の教育を支える文部科学省の教師派遣制度の持続可能性にも課題がみられる。国内において、教職志望者が減少し、教師の人手不足が進む中、教師派遣制度において教育委員会等から推薦される現職派遣教師が不足しつつある。これに加え、令和3年度派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響も大きな打撃となった。とりわけ現職派遣教師の確保が困難となり、シニア派遣教師への依存が強まっている。
- 現職派遣教師は日本人学校等での経験を国内に持ち帰り、国内各地におけるグローバル人材の育成のための国際理解教育や急増する外国人児童生徒等の指導に当たっての中核的存在となることが期待されることから、現職派遣教師の存在は貴重であり、その増加が求められる。
- このため、教師本人や文部科学省に推薦を行う教育委員会等の派遣元の双方に対し、在外教育施設への教師派遣に係るインセンティブの向上を図るとともに、在外教育施設での教育経験を国内の教育に十分に生かせるよう働きかけることが必要である。

3.2. 日本人学校

(国内同等の教育環境整備)

- 日本人学校については、在留邦人団体を母体とし、国内と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設として設置が進められてきた。
- これまでも日本人学校に対しては、憲法 26 条の精神に沿った支援が行われてきたところであるが、日本人学校への派遣教師数の充足率⁴³が未だ8割程度に留まっていることや児童生徒に対する1人1台端末の整備率が83.4%⁴⁴、教師に対する端末整備率が51.5%⁴⁵、教育活動に十分な通信環境が37.2%⁴⁶となっているなど、国内の教育環境と比して不十分となっている状況については、早急かつ計画的に改善を図り国内同等の教育環境整備を行うことが必要である。

⁴³ 義務標準法に基づき算出した教職員定数に比した派遣教師数の割合。

⁴⁴ 令和2年度「在外教育施設における教育の情報化の実態等に関する調査」及び令和2年度第二次補正予算事業申請数を踏まえた、文部科学省調べ。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 令和2年度「在外教育施設における教育の情報化の実態等に関する調査」において無線LANの整備について100Mbps以上と回答した日本人学校の割合。

（「選ばれる日本人学校」づくり）

- また、少人数学級などを通じた個別最適な学びの実現など、国内の最新動向に沿った施策を日本人学校においても進めることが重要である。日本人学校の児童生徒数については、昭和から平成の当初にかけて増加の一途をたどったものの、近年においては、海外在留邦人子女数の増加に比して日本人学校の児童生徒数は伸び止まりの様相を呈する⁴⁷など、日本人学校は現地校やインター校との競争的環境の中にある。
- さらに、今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度時点で 19,703 人⁴⁸だった在籍児童生徒数が令和 2 年度には 16,633 人⁴⁹に急減するとともに、今後の企業の海外進出戦略によっては海外の子供数が減少し続ける可能性もあるなど、先行きが見通せない状況にある。
- 日本人学校が、引き続き海外の子供に対し質の高い教育を提供し続けていくためには、これら日本人学校を巡る大きな状況の変化や国・地域ごとの多様な保護者や児童生徒のニーズを踏まえつつ、独自性のあるミッションを打ち出すことで、「選ばれる日本人学校づくり」を推進し、日本人学校の特色化を進めていく必要がある。
- なお、在籍児童生徒の増加の見込みが立たない小規模日本人学校への支援方策の在り方については、児童生徒の学びを保障する観点に配慮しつつ検討を進めることも求められる。
- 加えて、海外に赴任する保護者が子供の教育で不安を抱くことのないよう、日本人学校における教育等に係る情報発信を積極的に行うとともに、関係機関における相談体制の整備を進めることが求められる。

3.3. 補習授業校

（多様性の包摂）

- 補習授業校については、現地校やインター校に通学している在留邦人子女に対し、

⁴⁷ 日本人学校の児童生徒数は、外務省「海外在留邦人数調査統計」（海外子女教育史編纂委員会（編）（1991 年）、128～131 頁）によると、昭和 46 年において 2,433 人、平成元年において 17,877 人、文部科学省（（2020 年）、148 頁）によると、令和元年において 19,703 人となっている。

⁴⁸ 文部科学省（2020 年）、148～149 頁。

⁴⁹ 文部科学省「海外で学ぶ日本の子供たち 2021 年版」（2021 年）。

土曜日等を利用して国語、算数（数学）等の授業を行う教育施設として、設置が進められてきており、昭和46年に22校⁵⁰だった補習授業校は、平成元年には136校⁵¹、令和2年には229校⁵²に増加している。

- 近年、補習授業校においては、永住者や国際結婚家庭の子供の増加に伴い、将来的に外国で進学・就職することを希望する子供の増加が顕著⁵³であり、こうした子供のニーズと将来的な帰国を前提とする長期滞在者の子供のニーズとの間にかい離が生じている。補習授業校やこれを支援する政府にとって、こうした補習授業校の子供の多様性や各国・地域における補習授業校の多様性をどのように包摂していくかが課題となっている。

（教師確保と資質・能力の向上）

- また、補習授業校の児童生徒等に対する授業を担当する学校採用教師・講師の多くは他の仕事と兼職しており、日本の教員免許状を有していない者も多い。補習授業校において質の高い教育を実施するためには、教師・講師の確保とともに、その資質・能力向上に向けた取組が不可欠である。

3.4. 私立在外教育施設

（特色ある教育の継続・発展）

- 私立在外教育施設については、国内の学校法人等が母体となって海外に設置した全日制教育施設である。25年前の平成8年には18校⁵⁴となっていたが、令和3年5月現在、7校となっている。これら7校のうち、6校が高等部を設置しており、日本人学校卒業生を含め、海外在留邦人の高等学校段階の子供にとって重要な選択肢となっている。
- 私立在外教育施設は、建学の精神及び海外の立地を踏まえた特色ある教育を行っており、こうした独自性を尊重しつつ、特色ある教育の継続・発展に向けた支援の在り方を検討することが求められる。

⁵⁰ 文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課「海外子女教育の現状 昭和54年2月」（1979年）、9頁。

⁵¹ 文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状 平成3年1月」（1991年）、7頁。

⁵² 文部科学省（2021年）。

⁵³ 既述のとおり、アメリカの補習授業校に在籍する子供の半数以上が日本への帰国を前提としていない（佐藤ら（2020年）、120頁）。

⁵⁴ 文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状 平成9年1月」（1997年）、11頁。

4. 具体的施策

- 以上のことを踏まえ、2030年までを目途に、次のような具体的施策に取り組んでいくこととしたい。

4.1. 多様な在外教育施設に寄り添い、特色を伸ばす支援の強化

4.1.1. 多様なニーズを包摂する在外教育施設に向けた特色化の支援

- 「選ばれる在外教育施設」づくりに向けて、日本人学校、補習授業校及び私立在外教育施設を対象に、以下のようなテーマ例を参考とした先導的な特色ある研究開発を支援

<テーマ例>

- 英語力強化、現地社会・現地校との交流強化、イマージョン教育の推進、国際バカロレアの考え方に基づく教育の導入、ICT教育、幼小中連携、高校教育、外国人児童生徒等への日本語指導、日本文化発信、グローバル教師の育成強化研修プログラムの策定等
- 「在外教育アドバイザー」の委嘱による教育・運営に係る指導・支援体制の強化
 - 在外教育施設派遣経験者、在外教育施設運営経験者（学校運営委員長、事務長等）、学識経験者、その他専門知識を有する者（教科指導、ICT教育、特別支援教育、幼児教育、日本語指導、国際理解教育など）からなるアドバイザーを委嘱し、教育・運営をきめ細かに指導・支援
- 日本人学校における中長期的な教育・運営に関する目標・計画（3～5年）の策定・公表の促進
- 在外教育施設同士をつなぐオンラインによるネットワーク構築の推進
- 在外教育施設ならではの特色ある教育を推進するための柔軟な教育課程編制や柔軟な人事配置（校長職等における多様な人材の活用、教師や派遣元の希望に沿った教師派遣など）の更なる推進
- 現地採用教師（JETプログラム・日本での留学経験者を含む）の強みを活用した海外ならではの教育の推進と、そのための支援の継続
- 国内外のリソースの活用による外国籍・国際結婚家庭などの日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実（例：海外に所在する日本語教育機関による支援を得るなど）
- グローバル拠点としての活用・発信の強化
 - 知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを特徴としており、高い基礎学力とともに規律性・協調性を養う日本型教育を海外の学校との交流等を通じて積極的に発信

4.1.2. 国内同等の教育環境の整備と海外ならではの特色ある学びの両立

- 日本人学校における義務標準法に準じた教員配置の計画的実現

- 2030年までに計画的に教師派遣を行い義務標準法に準じた教員配置を実現
- ※ 義務標準法に準じた教員配置のための算定に当たっての考慮事項としては、小学校における少人数学級の実現をはじめとした国内における教育改革・改善、企業の対外戦略における駐在員の年齢層の変化や同伴する子供の年齢や数の変化、小学部と中学部が併設されている日本人学校の校長が1人であるという実態、小規模校におけるICTを活用した遠隔教育の実施等などが挙げられる。
- ※ 現職派遣教師について国の行政機関の定員管理に準じた合理化の対象となっていることを再検討する。
- 日本人学校におけるGIGAスクール構想の実現
 - 2021年度中に児童生徒一人一台端末整備を実現（各学校への個人端末の持ち込み（BYOD）方式も含め整備方針・計画の策定・実施）
 - 1人1台端末の積極的な利活用を可能とするための各国・地域の実情を踏まえた校内LAN環境整備の推進
- GIGAスクール構想を踏まえた国内の先進的な教育活動の情報共有
- 国内における検討状況も踏まえたデジタル教科書の活用促進
- 「在外教育アドバイザー」の委嘱による教育・運営に係る指導・支援体制の強化
【再掲】
- 日本人学校における所在国の義務教育開始時期の違いへの対応
 - 日本よりも早期に義務教育が開始される国に所在する日本人学校における当該年齢児童の受入れの在り方について、国内制度とのバランスも踏まえつつ検討を進め、受け入れる場合にはその際の留意点等に係る調査研究の実施を検討

4.2. グローバル教師を育成する好循環の創出・見える化

4.2.1. 派遣元教育委員会等や教師本人のインセンティブを高める取組の推進

- 現職派遣教師に係る給与相当額を派遣元に支給する委託費について、現行の96%から100%への計画的な支給率の改善
- 英語力強化優先推薦枠等の「優先推薦枠」の拡充と周知の強化
- 現職派遣の「即派遣」制度の改善
 - 選考の次年度4月から派遣を行う、いわゆる「即派遣」制度により国内の学校側が教師派遣に消極的となっている場合があることから、国内の学校側が派遣年度を柔軟に希望できる制度を設けるなどの工夫の実施
- シニア派遣について、現行最大4年となっている派遣期間の上限緩和、現職派遣として赴任していた国・地域への再派遣を積極的に認める「リピーター枠（仮称）」の創設の検討
- プレ派遣について、当該経験が教員採用試験の際に更に重視されるよう都道府県・指定都市教育委員会等に働きかけ

- 在外教育施設で働くことや派遣教師の意義・重要性、在外教育施設勤務の際の処遇、在外教育施設派遣教師経験者の活躍事例等を明らかにした広報資料を関係団体とも協力しつつ作成し、教師、学校、教育委員会、教員養成大学等に対し周知
- 在外教育施設における多様な人材の活用促進（例：現地で活躍する日本人による出前授業の実施など）

4.2.2. 質の高い研修プログラムとしての在外教育施設における職務の充実

- 派遣教師や現地採用教師の事前研修の充実
 - 内定者研修のオンデマンド配信
 - 学校毎のオンライン会議を活用した派遣前の情報共有の推進
- オンライン研修の充実
 - オンライン研修教材の充実・活用促進（特に補習授業校）
 - 複数の在外教育施設間でのオンライン研修の推進
- 教員養成大学・教職大学院等（特に国際化に対応した教師の養成に取り組む大学等）と在外教育施設との連携促進
- 所属元と派遣教師による明確な派遣目標の設定促進、派遣目標を踏まえた派遣教師からの定期報告の実施

4.2.3. 在外教育施設での経験の国内への還元

- 在外教育施設における教育経験の国内の学校への還元促進（在外教育施設との継続的な交流促進を含む）、学校や教育委員会等に対する派遣教師の戦略的配置の促進
- 全国海外子女教育国際理解教育研究協議会や海外子女教育振興財団の協力の下、「トビタテ！教師フォーラム」における連携も含めた在外教育施設派遣教師経験者の組織化の推進

4.3. 安定的・効率的な運営のための支援の強化

- 経営・運営責任の分掌の明確化と継続性確保
 - 運営委員長、校長、事務局長の役割・責任の明確化と周知
 - 日本人学校・私立在外教育施設における財務状況の国への報告及び公開促進に向けた検討
- 国や企業関係団体との定期的な意見交換の実施等によるパートナーシップの更なる強化
- きめ細かに教育・運営支援の相談に応じる体制の整備
 - 在外教育施設派遣経験者、在外教育施設運営経験者（学校運営委員長、事務長等）、学識経験者、その他専門知識を有する者（教科指導、ICT教育、特別支援教育、幼児教育、日本語指導、国際理解教育など）からなるアドバイザー

を委嘱し、教育・運営をきめ細かに指導・支援【再掲】

- 外国籍の子供の受入れ等に当たってのコスト負担の検討促進
- 小規模校が連携して行う教育実践の研究開発（例：ICTを活用した複数の在外教育施設のコンソーシアム化）

4.4. 多様な関係者間の連携・協働の促進

- 多様な関係者間の連携推進、在外教育施設への支援体制の充実
- 文部科学省、外務省、海外子女教育振興財団の間での連携の強化
 - 定期的な連絡会議の開催
 - 文部科学省・外務省間や、民間企業との人事交流の拡充の検討
- 文部科学省における在外教育施設への支援に係る体制の強化
- 在外教育施設の同窓生等への働きかけを含む情報発信の強化
- いじめ、不登校、虐待への対応のための多様な主体（海外子女教育振興財団、NPO、関係省庁等）との連携推進

4.5. 海外の子供の学びの保障の一層の強化等

- 国として海外に在留する子供の教育を受ける権利をより積極的に保障するという考え方や国家戦略として在外教育施設の設立を支援するという考え方に基づく、在外教育施設に係る支援方策を検討
 - 国として在外教育施設の設立前後により積極的な支援を行うことにより、設立に係る財政的・事務的負担の軽減を図り、機動的な在外教育施設設立を可能とすることを検討
- 幼児教育・高等学校教育の支援への要望が高まっていることを踏まえた支援方策の検討
- 帰国後に日本語能力に課題を抱える児童生徒に対して日本語指導を充実させるための取組の一層の充実

引用文献一覧

- 海外移住審議会「国民の海外居住に伴って生ずる諸問題への対応について」（1988年7月）（海外子女教育史編纂委員会（編）「海外子女教育史＜資料編＞」（財団法人海外子女教育振興財団、1991年）、87～93頁。）。
- 海外子女教育史編纂委員会（編）「海外子女教育史＜資料編＞」（財団法人海外子女教育振興財団、1991年）。
- 外務省「海外在留邦人数調査統計 平成30年版」（2018年、外務省ホームページ、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000394747.xlsx>、2021年5月18日閲覧）。
- 外務省「海外在留邦人数調査統計 令和2年版」（2020年、外務省ホームページ、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100102592.xlsx>、2021年5月18日閲覧）。
- グローバル人材育成推進会議「グローバル人材育成戦略」（2012年6月4日）。
- 佐藤郡衛・中村雅治・植野美穂・見世千賀子・近田由紀子・岡村郁子・渋谷真樹・佐々信行『海外で学ぶ子どもの教育——日本人学校、補習授業校の新たな挑戦』（明石書店、2020年）。
- 社団法人日本経済団体連合会「グローバル人材の育成に向けた提言」（2011年6月14日）。
- 第84回国会衆議院予算委員会、1978年2月14日、第12号（国会会議録システム、<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/108405261X01219780214>、2021年5月18日閲覧）
- 只木良枝「緊急特集 子どもたちの学びを止めない——新型コロナウイルスと在外教育施設」公益財団法人海外子女教育振興財団（編）『海外子女教育』570号（2020年8月）、8～32頁。
- 中央教育審議会「教育・学術・文化における国際交流について（答申）」（1974年5月27日、文部科学省ホームページ、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/740501.htm#59、2021年5月18日閲覧）。
- 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（2021年1月26日、文部科学省ホームページ、https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf、2021年5月18日閲覧）。
- 文部科学省「海外で学ぶ日本の子供たち 2021年版」（2021年）。
- 文部科学省「文部科学統計要覧（平成30年度）」（2018年）。
- 文部科学省「文部科学統計要覧（令和2年度）」（2020年）。
- 文部科学省在外教育施設グローバル人材育成強化戦略タスクフォース「在外教育施設グローバル人材育成戦略」（2016年）
- 文部省『学制百二十年史』（株式会社ぎょうせい、1992年）。

文部省海外子女教育推進の基本的施策に関する研究協議会「海外子女教育の推進に関する基本的施策について」（1976年4月）（海外子女教育史編纂委員会（編）「海外子女教育史＜資料編＞」（財団法人海外子女教育振興財団、1991年）、70～84頁）。

文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「在外教育施設文部大臣指定制度の改善について」（1991年7月19日）。

文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「補習授業校における教育の充実方策について」（1992年6月22日）。

文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「帰国子女教育の充実方策について」（1993年6月25日）。

文部省海外子女教育の推進に関する研究協議会「日本人学校における教育の充実方策について」（1995年6月29日）。

文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課「海外子女教育の現状 昭和52年3月」（1977年）。

文部省学術国際局ユネスコ国際部国際教育文化課「海外子女教育の現状 昭和54年2月」（1979年）。

文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状 平成3年1月」（1991年）。

文部省教育助成局海外子女教育課「海外子女教育の現状 平成9年1月」（1997年）。

在外教育施設の今後の在り方に関する検討会の設置について

令和3年2月22日
文部科学副大臣決定

1. 設置趣旨

在外教育施設における教育は、医療、安全と並び海外に在留する邦人にとっての最大関心事の一つであり、文部科学省においても外務省と連携しつつ、60年以上にわたり、その振興に努めてきた。この間、駐在員数の増加、在外教育施設の児童生徒の量的拡大が見られ、その支援に当たっても量的・質的な改善が求められている。しかしながら現在、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により、日本人学校をはじめとする在外教育施設においても児童生徒数の急減やそれに伴う授業料収入の急減、相手国の入国禁止措置による新規派遣教師の着任の遅れ、などの甚大な影響が生じている。

ウィズ／アフター・コロナの時代において、上記のような影響にも対応しつつ、日本国民や企業がグローバルな活動を継続・発展していくための環境を整え、またその環境を活用して将来の我が国を担うグローバル人材を育成することは我が国にとって喫緊の課題である。このことを踏まえ、①国内同等の教育環境の整備及び②在外教育施設ならではの特色ある学びの支援等を通じて、在外教育施設の更なる活性化を図り、我が国の発展につなげていく必要がある。

このため、外国に在留する子供の教育を受ける権利を保障するという役割を法的にどのように整理しうるかという点も含め、在外教育施設が果たすべき役割を明確化しつつ、そのための支援方策について検討を行うこととする。

2. 体制

座長	丹羽文部科学副大臣
構成員	総合教育政策局長 大臣官房審議官（総合教育政策局担当） 大臣官房国際課長 総合教育政策局国際教育課長 総合教育政策局教育人材政策課長
（オブザーバー）	外務省領事局政策課長

- ・本検討会に関する議事は、原則として非公開とする。
- ・本検討会に関する事務は、関係課の協力を得て、総合教育政策局国際教育課において行う。本検討会における検討に必要があると認めるときは、関係課・関係者に出席を求めることができる。

3. 論点イメージ

- 在外教育施設の果たすべき役割について（外国に在留する子供の教育を受ける権利を保障するための法的整理を含む。）
- 国の支援方策について
 - ・国内同等の教育環境の整備（ICT環境の整備を含む。）
 - ・在外教育施設ならではの特色ある学びの支援

4. スケジュール

令和3年2月	目途	検討会設置（4～5回の開催を想定）
5月	目途	取りまとめ

「在外教育施設の今後の在り方に関する検討会」の開催経過

開催回	時期	議題等
第1回	令和3年 3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本検討会の運営方針等について ○ 事前ヒアリング結果の報告 ○ 議論の進め方及びスケジュール
第2回	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者からの発表・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲田 佳昭 一般社団法人日本在外企業協会 専務理事 ・ 藤田 寿仁 一般社団法人日本在外企業協会 主幹 ・ 河津 司 一般社団法人日本貿易会 専務理事 ・ 杉山 順一 立教英国学院 理事長 ・ 高際 伊都子 早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校 副校長 <p style="text-align: right;">(発表順)</p>
第3回	4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者からの発表・意見交換 <ul style="list-style-type: none"> ・ 綿引 宏行 公益財団法人海外子女教育振興財団 理事長 ・ 佐藤 郡衛 明治大学国際日本学部 特任教授 <p style="text-align: right;">(発表順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在外教育施設への支援等に係る法的整理について
第4回	6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告書の公表

在外教育施設の今後の在り方の検討に向けたヒアリング実施状況

「在外教育施設の今後の在り方に関する検討会」設置の事前に、及び開催に並行して、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、公益財団法人海外子女教育振興財団、一般社団法人日本在外企業協会、一般社団法人日本貿易会、学識経験者、在外教育施設関係者（校長等）、18 団体・学校等から計 24 名にオンラインでのヒアリングに御協力いただき、「在外教育施設未来戦略 2030」策定に当たっての参考とした。

ヒアリングの実施状況は以下のとおり。

<第1回 令和2年9月28日>

- ・綿引 宏行 公益財団法人海外子女教育振興財団 理事長
- ・中村 雅治 公益財団法人海外子女教育振興財団 相談役

<第2回 令和2年10月2日>

- ・稲田 佳昭 一般社団法人日本在外企業協会 専務理事
- ・藤田 寿仁 一般社団法人日本在外企業協会 主幹
- ・河津 司 一般社団法人日本貿易会 専務理事
- ・池松 扇 三菱商事株式会社 人事部 次長

<第3回 令和2年11月16日>

- ・佐藤 郡衛 明治大学国際日本学部 特任教授

<第4回 令和2年11月17日>

- ・秋山 士郎 独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部 海外調査企画課長
- ・小栗 道明 独立行政法人日本貿易振興機構 総務部 総務課長
- ・石賀 康之 独立行政法人日本貿易振興機構 総務部 主幹

<第5回 令和2年12月9日>

- ・石川 達雄 在パース日本国総領事館 元総領事

<第6回 令和2年12月14日>

- ・玉垣 洋一 泰日協会学校理事会 事務局長
- ・寿原 征治 泰日協会学校理事会 副事務局長

<第7回 令和2年12月16日>

- ・藤原 鎌次 上海日本人学校虹橋校 校長

<第8回 令和2年12月17日>

- ・竹谷 宗久 ベルリン日本人国際学校 理事長

<第9回 令和2年12月17日>

- ・倉西 美由紀 ニューヨーク日本人教育審議会 事務局長

<第10回 令和2年12月23日>

- ・梶山 明彦 アブダビ日本人学校 前校長

<第11回 令和3年1月6日>

- ・丸田 豊通 ミラノ日本人学校 前校長

<第12回 令和3年1月28日>

- ・溝上 正弘 ジッダ日本人学校 校長

<第13回 令和3年2月12日>

・滝 多賀雄 全国海外子女教育国際理解教育研究協議会 会長

<第14回 令和3年4月7日>

・井川 信也 シドニー日本人国際学校 校長

<第15回 令和3年4月8日>

・井手 登士昭 ヒューストン日本語補習授業校 校長

<第16回 令和3年4月14日>

・浅野 洋通 ダラス補習授業校 校長